

求職者支援訓練コース案内

【11月開講】 【実践コース】

【介護福祉士実務者養成科】

訓練番号 4-29-40-02-05-0094

訓練実施機関名 株式会社ミレ・クリエーション

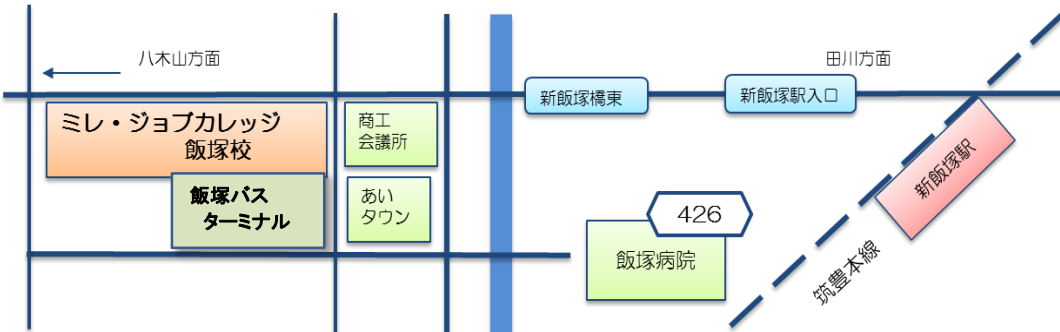
訓練期間	平成29年11月21日(火) ~ 平成30年5月18日(金)		土日祝日の訓練の有無	無
訓練時間	9:40 ~ 16:10			
訓練概要	利用者の状態に応じた介護技術、自立支援、医療的ケアに関する知識及び技術を習得し、新しい資格制度に対応した、介護福祉士実務者研修修了を目指します。			
訓練対象者の条件	特になし			
注意事項	当コース受講に関する条件です。求職者支援訓練を受講するためには、「特定求職者」としての要件を満たす必要があります。【要件は裏面下部(注)をご確認ください。】			
定員	15名	受講申込者が定員の半数に満たない場合は、訓練が中止となる場合があります。		

募集期間	平成29年9月22日(金) ~ 平成29年10月20日(金) (注)		
	(注)受講申込みをするためには、ハローワークで複数回の相談を行うことが条件になります。このため、10月19日(木)までにハローワークで初回の相談を行う必要があります。適切な訓練コースの選択ができるように、お早めに住所管轄のハローワークにご相談ください。		
訓練実施施設の見学	可	見学可能日	「随時可能(9:30~17:00)です。事前にお問い合わせください。」
調整期間(※)	平成29年10月25日(水) ~ 平成29年10月27日(金)		
受講申込書提出場所	〒820-0040 福岡県飯塚市吉原町1番19号 サントノーレビル		
選考試験実施日	平成29年11月1日(水)	選考結果発送日	平成29年11月8日(水)
選考試験実施場所	〒820-0040 福岡県飯塚市吉原町1番19号 サントノーレビル		
選考方法	作文による志望動機及び面接	持参する物	筆記用具

※ 申込をした訓練コースが、募集期間終了後に中止となった場合に限り、他の訓練コースに申込みができる期間です。詳しくは、住所管轄のハローワークまでお問い合わせください。

訓練実施施設名	ミレ・ジョブカレッジ飯塚校		
訓練実施施設の所在地	〒820-0040福岡県飯塚市吉原町1番19号サントノーレビル		
電話番号(お問い合わせ先)	0948-22-7884	お問い合わせ担当者	山縣、坂本
駐車場の有無、台数及び料金	無 近隣の有料駐車場(400円~500円/1日)及び市役所側河川敷の無料駐車場	最寄駅等	飯塚バスターミナル、新飯塚駅
駐輪場の有無、台数及び料金	無 近隣に市営の無料駐輪場(100台以上)		

訓練施設PR欄(過去の訓練の実績、就職率、就職先、訓練の特徴等)



※ 企業実習時の訓練時間は、通常訓練時間と異なります。(8:30~17:30) 施設の都合により、若干変更の可能性あります。

ミレ・ジョブカレッジで実践的な介護技術に加え、介護コミュニケーションを身につけ貴方に合った福祉業界の仕事を見つけましょう!

まずは、お気軽にお電話ください。随時、ご見学受付けております。

【留意点】
※介護福祉士実務者研修修了証明書は、介護福祉士の国家試験の合格を保証するものではありません。(介護福祉士 国家試験受験資格要件の1つです)



訓練カリキュラム

訓練実施機関名： 株式会社ミレ・クリエーション

訓練目標 (仕上がり像)	介護事業所において利用者の状況に応じた生活支援や介護ができる				
訓練修了後に取得 できる資格	名称(介護福祉士実務者研修修了証・発行日は平成30年5月20日付)認定機関(株式会社ミレ・クリエーション)	任意受験			
	名称()認定機関()	任意受験			
訓練概要	利用者の状態に応じた介護技術、自立支援、医療的ケアに関する知識及び技術を習得し、新しい資格制度に対応した、介護福祉士実務者研修修了を旨とします。				
訓練 内容	科目	科目の内容		訓練時間	
	入校式等 人間の尊厳と自立	入校式・オリエンテーション(2H)・修了式(2H) 人間の尊厳と自立 ●総括(法定講習以外)		5時間 1時間	
	社会の理解 I	介護保険制度 ●総括(法定講習以外)		5時間 1時間	
	社会の理解 II	生活と福祉、社会保障制度、障害者自立支援制度、介護実践に関する諸制度		30時間	
	介護の基本 I	介護福祉士制度、尊厳の保持、自立に向けた介護の考え方と展開、介護福祉士の倫理		10時間	
	介護の基本 II	介護を必要とする人の生活の理解と支援、介護実践における連携、介護における安全の確保とリスクマネジメント、介護職員の健康管理と労働法規、感染症予防・安全対策(安全衛生2h)		20時間	
	コミュニケーション技術	介護におけるコミュニケーション技術、介護場面における利用者・家族とのコミュニケーション、介護におけるチームのコミュニケーション ●総括(法定講習以外)		20時間 4時間	
	生活支援技術 I	生活支援とICF、ボディメカニクスの活用、介護技術の基本(移動・移乗、排泄、着脱、整容、口腔清潔、家事援助)、環境整備、福祉用具活用の視点 ●総括(法定講習以外)		20時間 4時間	
	介護過程 I	介護過程の基礎的知識、介護過程の展開、介護過程とチームアプローチ		20時間	
	介護過程 II	利用者の状態(障害、要介護度、医療依存度、居住の場、家族の状況)における事例、事例における介護過程の展開、観察のポイント、安全確保・事故防止、家族支援、他機関との連携考察 ●総括(法定講習以外)		25時間 3時間	
	発達と老化の理解 I	老化に伴う心の変化と日常生活への影響、老化に伴うからだの変化と日常生活への影響		10時間	
	発達と老化の理解 II	人間の成長・発達、老年期の発達・成熟と心理、高齢者に多い症状・疾病と留意点		20時間	
	認知症の理解 I	認知症ケアの理念、認知症による生活障害、心理・行動の特徴、認知症の人とのかかわり・支援の基本		10時間	
	認知症の理解 II	医学的側面から見た認知症の理解、認知症の人や家族への支援の実践		20時間	
	障害の理解 I	障害者福祉の理念、障害による生活障害、心理・行動の特徴、障害児者や家族へのかかわり・支援の基本		10時間	
	障害の理解 II	医学的側面から見た障害の理解、障害児者への支援の実践		20時間	
	こころとからだのしくみ I	介護に関係した身体の仕組みの基礎的な理解(移動・移乗、食事、入浴・清潔保持、排泄、着脱、整容、口腔清潔) ●総括(法定講習以外)		20時間 4時間	
	こころとからだのしくみ II	高齢者に多い病気とからだのしくみ、睡眠のしくみ		24時間	
	医療的ケア	医療的ケア実施を安全・適切に実施する為に必要な知識		24時間	
	認知症実践事例 実習前講習 就職支援	認知症の症例別の事例に対する対処 実習前オリエンテーション(実習での注意事項) 履歴書・職務経歴書の書き方、ジョブ・カード作成支援、面接のやり方・ロールプレイング		3時間 6時間 18時間	
実 技	生活支援技術 II(実技)	利用者の心身に合わせた介護、福祉用具の活用、環境整備(移動・移乗、排泄、着脱、整容、口腔清潔、睡眠、終末期の介護)		30時間	
	介護過程 III(実技)	実務者研修課程で学んだ知識・技術を確実に修得するための実技及び介護技術の評価 ●総括(法定講習以外)		45時間 3時間	
	こころとからだのしくみ II(実技)	人間の心理、人体の構造と機能、身体の仕組み、心理・認知機能を踏まえた介護におけるアセスメント・観察のポイント、介護・連携		36時間	
	医療的ケア(実技)	医療的ケア実施の基礎演習、喀痰吸引演習、経管栄養演習、救急蘇生法の実技演習、シミュレーターによる演習(12H)		48時間	
企業実習	実施しない	✓	実施する	※実施する場合、カリキュラムは別途作成し、総時間のみ記入してください。	88時間
職場見学、職場体験、職業人講話	【職業人講話】テーマ:介護人材に対する地域の現状と取り組みについて【講師】未定			3時間	
訓練時間総合計	610時間	学科 357時間	実技 162時間	企業実習 88時間	職場見学等 3時間
受講者の負担する費用	教科書代	14,040円		合計	14,240円
	その他(人工呼吸用マスク)	200円			
	備考(※健康診断費用、企業実習交通費、補講費用代が別途発生)				
受講生の負担する費用の注意点	※法定講習補講費用1200円/1H ※健康診断費用(実費。3000円~5000円程度) ※実技服・エプロン~あるもので可(規定あり) ※企業実習期間の交通費実費負担 ※受講決定後11月14日までに受講辞退のご連絡のない場合は教科書代(14,040円)をご負担いただきます。				
備考	※ 金額は、すべて税込みです。				

(注1)求職者支援訓練を受講できる方は、下記の全ての要件を満たす「特定求職者」です。

- ① ハローワークに求職の申し込みをしていること
 - ② 雇用保険被保険者や原則として雇用保険受給者でないこと
 - ③ 労働の意思と能力があること
 - ④ 職業訓練などの支援を行う必要があるとハローワーク所長が認めたこと
- * 在職中(週所定労働時間が20時間以上)の方、短時間就労や短期就労のみを希望される方などは、原則として特定求職者に該当しません。

(注2)ハローワークで職業相談を受け、現在有する技能、知識等と労働市場の状況から判断して、就職するための職業訓練を受講することが必要と判断された方に対して、次回の職業相談時に適切な訓練コースの受講申込書が交付されます。(初回の相談時においては、受講申込書は交付されません。)当該受講申込書を募集期間内に訓練実施機関までご提出願います。

(注3)求職者支援訓練を受講する方は、就職支援措置の実施に当たるハローワーク職員の指導又は指示に従うとともに、自ら進んで、速やかに職業に就くように努めなければなりません。